

公告第20-012号

令和3年2月1日

被保険者 各位

フィリップス・ジャパン健康保険組合

理事長 澤邊 裕子



令和3年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記の通りお知らせいたします。

記

令和2年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和2年9月30日時点における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（572,968円）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなした標準報酬月額

令和2年9月30日現在の平均標準報酬月額：560,000円

※前年度500,000円（30等級）から560,000円（32等級）に変更

【適用期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

以上